

なぜ、市更相の後、西成区役所へ行かなければ？

居宅保護は、居宅を前提としているからなのですが・・・

施設保護と居宅保護の違いで手続きも変わるのです

1月7日、朝、「市更相の後、なんで区役所でも申請

やすいということであつたのだと思われます。

せなアカンのや、ややこしいがな」と聞かれました。

しかし、市内で野宿を余儀なくされる人が1万人にな

簡単に言えば、運転免許の仮免と本免許の関係だと

ろうかという時期を経て、野宿をしている人も住居を

思うのですが・・・

確保するに必要な経費(敷金など)をだしてもらって、居

市更相も、生活保護法の措置機関(保護を開始した

宅保護が受けられるようになったので、市更相も西成区

り廃止したりする権限を持っている役所)ですが、少し

福祉事務所並みに居宅保護を扱うようになったのです。

前までは、入院や施設入所しか扱っていませんでした。

建物で言えば、急場しのぎの増築みたいな話ですか

た。居宅保護は取り扱っていなかったのです。

ら、長期の対応はできない。ですから、「居所確保がす

市更相の概要には、以下のように書かれていました。

んだら、本筋の役所へ行つてね」とならざるを得ないわ

【大阪市西成区では、生活保護法や老人福祉法など福

けです。

祉法令に基づく措置に関する事務は、基本的には西成

居所が前提の居宅保護ですから、居宅を確保するまで

区福祉事務所がおこなっているが、「あいりんで住居

は仮免許、入居して住所地の役所に賃貸契約書を提出

がないか、また明らかでない単身の要保護者」に対す

してようやく本免許ということになります。

る施設入所や入院などの相談や保護の決定・実施のた

め「大阪市立更生相談所」が設置されている。」

相談件数も多かったし、地区内にあつた方が利用し

は、申請する側にとつても、入り口の混雑の分散という利

相談件数も多かったし、地区内にあつた方が利用し

があるように思えます。どうでしょうか???

やかんしゆくしよりよう しゅうへん のじゆく
夜間宿所利用・センター周辺で野宿

かま さきちいき はぎのちやや たいし さんのう
釜ヶ崎地域（萩之茶屋・太子・山王・
はなぞのきた ない のじゆく ひと かん
花園北）内で、野宿している人や簡
しゆく と ひと やかんしゆく
宿（ドヤ）に泊まっている人、夜間宿
しよ りよう ひと
所を利用している人

おおさかしりつこうせいそうだんしよ しこうそう
大阪市立更生相談所（市更相）

アパート・マンションをさがす期間と
てつづ お ま きかん ふつう
手続きが終わるのを待つ期間（普通
はしゅうかんていど いしよくじゅう かくほ
は2週間程度）の衣食住を確保する
ためいちじにゅうしよ
ために一時入所

せいかつほごしせつ じきょうかん
生活保護施設（自彊館など）

にゅうきよよてい
入居予定のアパート・マンシヨ
じゅうよう じこうせつめいしよ ていしゆつ しき
ンの重要事項説明書を提出、敷
きん とうめん せいかつひ う と
金と当面の生活費を受け取る

にゅうきよ
アパート・マンションに入居

にゅうきよ
入居したアパート・マンションの
ちんたいけいやくしよ ていしゆつ
賃貸契約書を提出

にしなりく ほけんふくし せいかつしえんたんとう きゅうふくし じむしよ にしなりくやくしよ かい
西成区保健福祉センター生活支援担当（旧福祉事務所・西成区役所3階）

げんざい
現在、西成区内のアパート・マンションで生活しており、賃貸契約書を提出できる人（ゼロ物件・簡宿転業アパート入居も含む）